

令和2年4月13日

福島第二自治会員の皆様へ

福島第二自治会
会長 新藤克明

赤十字活動資金への一括天引き寄付取止めについて

本年度予算案に記載いたしましたとおり、本年度から自治会費から一括して天引きして行う募金、寄付金（赤十字・共同募金・社会福祉協議会等）は行わないこととなっております。

募金・寄付は個人の自由意思で行うべきものであり、自治会としてはその広報活動には協力いたしますが、募金・寄付行為は個々の判断に任せることといたしました。

赤十字活動資金への寄付については、市役所出張所窓口、赤十字社窓口等で受け付けておりますので各自でお願いいたします。

また、自治会費（年2400円）の約3分の1を占めていた募金費につきまして、予算書のとおり自主防災活動費等に活用していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。